

建物共済

年	主な制度改正・災害等
昭和24年	議員立法により農業災害補償法を改正 任意共済事業の導入、共済金額限度額 20万円
昭和27年	建物長期共済、定期預金共済、建物更新共済の指導準則が制定
昭和36年	第2室戸台風 建物の被害は全壊2,581棟、半壊1万8,145棟
昭和38年	「農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う覚書」締結(38協定) 自民党議決に基づき、農業共済団体と農協系統団体が調印 農業共済は短期、農協は長期で建物共済の実施を決める
昭和42年	8.28の集中豪雨で水害(羽越水害) 死者96人・行方不明者38人、建物被害は全壊1,069棟、半壊2,062棟、床上浸水1万5,214棟
昭和43年	仕組改定等 (1)拡張担保事故の導入 (2)新価特約・臨時費用担保特約の導入 (共済種類の名称を「建物総合共済」と「建物火災共済」に変更)
昭和48年	給付改善等 (1)共済金額限度額の引上げ 火災共済1,000万円、総合共済200万円 (2)火災等事故への80%付保割合条件付実損てん補方式の導入
昭和55年	総合共済の給付改善 共済事故に地震等事故を追加
昭和58年	給付改善 残存物取片付費用給付の導入
平成元年	給付改善等 (1)共済金額限度額の引上げ 火災共済3,000万円、総合共済700万円 (2)火災共済への特別費用共済金・地震火災費用共済金の導入など
平成16年	仕組改定等 (1)共済金額限度額の引上げ 火災共済6,000万円、総合共済2,000万円(通算限度額は6,500万円) (2)失火見舞費用共済金の導入 7.13梅雨前線豪雨 死者15人、建物被害 全壊71棟、半壊5,657棟、床上浸水1,882棟 中越大震災 死者68人、建物被害 全壊3,175棟、大規模半壊2,167棟、半壊1万1,643棟、共済金約24億円
平成19年	中越沖地震 死者15人、建物被害 全壊1,331棟、大規模半壊856棟、半壊4,854棟、一部損壊37,277棟(平成25年4月1日現在)
平成23年	長野県北部地震 建物被害 全壊39棟、半壊258棟、一部損壊2,089棟(平成29年3月31日現在) 「平成23年7月新潟・福島豪雨」 死者4人、建物被害 全壊41棟、半壊805棟、一部損壊32棟(平成26年1月31日現在)
平成28年	収容農産物補償特約の導入
平成30年	仕組改善等 (1)総合共済の共済金額限度額の引上げ 4,000万円(火災共済との通算限度額1億円) (2)地震等事故の担保割合の引上げ 30%→50% (3)小損害実損填補特約の導入
令和2年	仕組改善等 (1)失火見舞費用共済金の1被災世帯当たり支払額の引上げ 20万円→50万円 (2)水道管凍結修理費用共済金の導入